

1 対象施設

支援金の対象は、下表の事業を運営する施設・事業所になります。

別表1 高齢者福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額
入所系	介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項） 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第22項） 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項） 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護療養型医療施設） 介護医療院（介護保険法第8条第29項） （介護予防）短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項、同法第8条の2第7項） （介護予防）短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項、同法第8条の2第8項） （介護予防）認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第20項、同法第8条の2第15項） 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4） 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）	53円
	有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の届出を行ったもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたものをいう。以下同じ。）のうち、特定施設（介護保険法第8条第11項）又は地域密着型特定施設（介護保険法第8条第21項）であるもの	要介護者又は要支援者である入居者 53円 上記以外の入居者 27円
	有料老人ホームのうち、特定施設（介護保険法第8条第11項）又は地域密着型特定施設（介護保険法第8条第21項）ではないもの	27円
	通所介護（介護保険法第8条第7項） （介護予防）通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項、同法第8条の2第6項） 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項） （介護予防）認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第18項、同法第8条の2第13項） 介護予防通所サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）第2の4の(2)に規定する通所型サービスB及びCを除く。））	18円
複合系	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項、同法第8条の2第14項） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（介護保険法第8条第23項）	宿泊 53円 通所 18円
訪問系	訪問介護（介護保険法第8条第2項） （介護予防）訪問入浴介護（介護保険法第8条第3項、同法第8条の2第2項） （介護予防）訪問看護（介護保険法第8条第4項、同法第8条の2第3項） （介護予防）訪問リハビリテーション（介護保険法第8条第5項、同法第8条の2第4項） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第8条第15項） 夜間対応型訪問介護（介護保険法第8条第16項） 居宅介護（介護予防）支援（介護保険法第8条第24項、同法第8条の2第16項） 介護予防訪問サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号イ（実施指針第2の4の(1)に規定する訪問型サービスB、C及びDを除く。））	25,000円

2 交付の要件

支援金交付の要件の主なものは以下の通りとなります。

- 熊本市内に住所を有する施設・事業所であること。
- 令和5年10月1日までに対象施設等の運営を開始していること。
- 支援金の申込日時時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと(届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。以下同じ。)
- 支援金申込後に事業の廃止又は休止を行わないこと。
- 令和5年度に事業の開始又は休止を行った場合においては、令和5年度中に事業を運営した月数が6月以上あること。
※ 運営した月数の算出にあたっては、開始した日の属する月は含め、休止した日の属する月は含めないものとします。)
- 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、物価高騰を理由に利用者負担額を引き上げていないこと。

3 支援金の額

(1) 入所系サービス

ア 令和5年5月までに事業開始している場合

令和5年6月1日から6月30日までの期間における延べ利用者数	× 12月 ×	事業種別ごとの交付基準額
--------------------------------	---------	--------------

(計算例)

介護老人福祉施設で令和5年6月1日～6月30日の延べ利用者数が2,500人の場合

支援金の額：2,500人/月 × 12(月) × 53円 = 1,590,000円

イ 令和5年6月1日～10月1日に事業開始した場合

令和5年 11 月1日から11 月30日までの期間における延べ利用者数	×	事業開始月から令和6年3月までの月数	×	事業種別ごとの交付基準額
-------------------------------------	---	--------------------	---	--------------

(計算例)

(介護予防) 短期入所療養介護事業所で令和5年11月1日～11月30日の延べ利用者数が1,020人、事業開始月が令和5年9月の場合

支援金の額：1,020人/月 × 7(月) × 53円 = 378,420円

※ 要介護者と要支援者(介護予防サービス)を分ける必要はありません。

ウ 特定施設又は地域密着型特定施設である有料老人ホームの留意点

特定施設又は地域密着型特定施設である有料老人ホームも事業開始時期によって上記ア又はイの取扱いとなりますが、交付基準額が2種類あ

るので、「要介護者又は要支援者である入居者」に係る分とそれ以外の「上記以外入居者」に係る分をそれぞれに計算し、その合計額が支援金の額となります。

(計算例)

要介護者又は要支援者である入居者に係る令和5年6月1日～6月30日の延べ利用者数が1,100人で、それ以外入居者に係る6月の延べ利用者数が850人の場合

(要介護者又は要支援者である入居者に係る分)

$$1,100\text{人/月} \times 12\text{(月)} \times 53\text{円} = \underline{699,600\text{円}}$$

(上記以外入居者に係る分)

$$850\text{人/月} \times 12\text{(月)} \times 27\text{円} = \underline{275,400\text{円}}$$

$$\text{支援金の額} : 699,600\text{円} + 275,400\text{円} = \underline{975,000\text{円}}$$

(2) 通所系サービス

通所系サービスの支援金の算出方法は、基本的に入所系と同様ですが、サービス提供時間が5時間未満の利用者は0.5人として計上します。

ア 令和5年5月までに事業開始している場合

令和5年6月1日から6月30日までの期間における延べ利用者数	× 12月 ×	事業種別ごとの交付基準額
--------------------------------	---------	--------------

(計算例)

(介護予防) 通所リハビリテーション事業所で令和5年6月1日～6月30日の延べ利用者数が5時間以上の利用者：750人、5時間未満の利用者：500人の場合

$$6\text{月の延べ利用者数} = 750\text{人} + (500 \times 0.5)\text{人} = 1,000\text{人}$$

$$\text{支援金の額} : 1,000\text{人/月} \times 12\text{(月)} \times 18\text{円} = \underline{216,000\text{円}}$$

※ 要介護者と要支援者(介護予防サービス)を分ける必要はありません。

イ 令和5年6月1日～10月1日に事業開始した場合

令和5年11月1日から11月30日までの期間における延べ利用者数	×	事業開始月から令和6年3月までの月数	×	事業種別ごとの交付基準額
----------------------------------	---	--------------------	---	--------------

(計算例)

通所介護事業所(介護予防通所サービスも実施)で令和5年11月1日～11月30日の延べ利用者数が5時間以上の利用者：550人、5時間未満の利用者：300人、事業開始月が令和5年8月の場合

11月の延べ利用者数 = 550人 + (300×0.5) 人 = 700人

支援金の額：700人/月 × 8 (月) × 18円 = 100,800円

※ 運営月に4～7月は含めません。

※ 介護予防通所サービスを分けて申込む必要はありません。

(3) 複合系サービス

小規模多機能型居宅介護などは、宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスを複合的に提供していますので、宿泊サービスに係る分については入所系サービスと同じ交付基準額、通所サービスに係る分については通所系サービスの交付基準額を用いてそれぞれに計算し、その合計額が支援金の額となります。

また、通所サービスに係る分については、通所系サービスに準じ、サービス提供時間が5時間未満の利用者は0.5人として計上します。

なお、訪問サービスについては、訪問系サービスが利用実績にかかわらず1事業所あたり定額を交付する形となっており、その対象経費である事業所の光熱水費等については、利用実績に応じて交付される宿泊サービス及び通所サービスの交付基準額の積算に内包されているため、対象としていません。

- ・ 令和5年5月までに事業開始している場合

宿泊サービスに係る支援金 (①) と通所サービスに係る支援金 (②) の合計額となります。

(宿泊サービスに係る分)

$$\textcircled{1} \quad \boxed{\text{令和5年6月1日から6月30日までの期間における宿泊サービスの延べ利用者数}} \times 12\text{月} \times \boxed{\text{宿泊サービスの交付基準額 (53円)}}$$

(通所サービスに係る分)

$$\textcircled{2} \quad \boxed{\text{令和5年6月1日から6月30日までの期間における通所サービスの延べ利用者数}} \times 12\text{月} \times \boxed{\text{通所サービスの交付基準額 (18円)}}$$

(計算例)

宿泊サービスに係る令和5年6月1日～6月30日の延べ利用者数が60人で、通所サービスに係る6月の延べ利用者数が5時間以上の利用者：50人、5時間未満の利用者：30人の場合

(宿泊サービスに係る分)

$$60\text{人/月} \times 12\text{(月)} \times 53\text{円} = \underline{38,160\text{円}}$$

(通所サービスに係る分)

$$(50 + (30 \times 0.5)) \text{人/月} \times 12\text{(月)} \times 18\text{円} = \underline{14,040\text{円}}$$

$$\text{支援金の額：} 38,160\text{円} + 14,040\text{円} = \underline{52,200\text{円}}$$

(4) 訪問系サービス

訪問系サービスは、1事業所あたり25,000円の定額を交付します。

ア 令和5年5月までに事業開始している場合

支援金の額： 25,000円

イ 令和5年6月1日～10月1日に事業開始した場合

事業開始月から
令和6年3月ま
での月数

÷ 12（月）×

交付基準額：25,000円

（計算例）

訪問介護事業所（介護予防訪問サービスも実施）で事業開始月が令和5年9月の場合

支援金の額：7（月）÷ 12（月）× 25,000円 = 14,583円

※ 運営月に4～8月は含めません。

※ 介護予防訪問サービスを分けて申込む必要はありません。

※ 計算結果に1円未満の端数があるときは切り捨てます。

(5) 月割り調整

令和5年度に事業の開始又は休止を行ったもののうち、令和5年度中に事業を運営した月数が6月以上あるときは、支援金の額を月割り調整して交付します。※ 6月末満の場合は交付対象外となります。

（計算例）

短期入所療養介護事業所で令和5年11月1日～11月30日の延べ利用者数が1,020人、令和5年5月に休止、令和5年9月に再開した場合

支援金の額：1,020人/月 × 8（月）× 53円 = 432,480円

※ 運営月に5～8月は含めません。

4 実績報告について

今回の支援金は、物価高騰の影響を受ける光熱水費・食材費・消耗品費・燃料費などの経費に使用してください。

支援金が対象経費に充てられたことを確認するため、令和5年度末までに実績報告をしていただきます（オンラインによる報告を予定）。実績報告により支援金に残余が生じた場合は、精算（返還）して頂く必要があります。

また、積算根拠となる利用者数を確認できる資料や、対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの資料、帳簿、書類等を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間（令和10年度末まで）保管する必要があります。